

令和4年度 第13回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和5年3月24日（金）午後1時30分  
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

## 第13回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和5年3月24日（金）1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議  
議案第22号 青梅市スポーツ振興審議会委員の委嘱について  
議案第23号 青梅市スポーツ推進委員の委嘱について  
議案第24号 青梅市立学校等職員の兼業等および教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について（追加）
- 6 教育長閉議および閉会宣言

---

教育長報告事項（再掲）

- 1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について（教育総務課・指導室）
- 2 令和5年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について（指導室）
- 3 学力向上5カ年計画（令和5年度から令和9年度）について（教育指導担当）
- 4 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔2月分〕について（教育指導担当）
- 5 令和5年度社会教育事業年間計画について（社会教育課）
- 6 諸報告
  - (1) 委員会等会議録  
青梅市社会教育委員会会議録(社会教育課)
  - (2) 事業等の実施予定について  
生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）
  - (3) 事業等の実施結果について  
生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

---

協議事項（再掲）

- 1 令和5年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について（教育総務課）
- 2 青梅市立学校等職員の兼業等および教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について（指導室）

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	稲 葉 恭 子
	教育委員会委員	杉 本 洋
	教育委員会委員	徳 長 邦 彦

出席説明員	教 育 部 長	布 田 信 好
	教育総務課長	芥 川 純一郎
	学 務 課 長	山 田 浩 之
	指 導 室 長	拝 原 茂 行
	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	学校給食センター所長	中 村 浩 二
	社 会 教 育 課 長	遠 藤 康 弘
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈 都 子

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	渡 邊 雅 哉

午後1時30分開会

### **日程第1 教育長開会および開議宣言**

【教育長（橋本）】 本日の定例会には、教育長および委員3名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和4年度第13回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。  
本日の会議を開きます。

---

### **日程第2 会議録署名委員の指名**

【教育長（橋本）】 初めに、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録の署名委員には、徳長委員を指名いたします。

【委員（徳長）】 はい、わかりました。

【教育長（橋本）】 次に、令和5年2月8日開催の令和4年度第11回定例会および2月22日開催の令和4年度第12回臨時会の会議録を机上にご配付してございます。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと存じます。

---

【教育長（橋本）】 次に、本日の議事進行につきまして、教育長報告事項1につきましては、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

---

### **日程第3 教育長報告事項**

【教育長（橋本）】 それでは、日程第3、教育長報告事項に移ります。

初めに、委員の皆様からご報告を頂戴したいと存じます。よろしく願いいたします。

【委員（稲葉）】 先日の児童・生徒の表彰式、とてもいい表彰式で、子どもたちもよく頑張ったなと思います。そのときに、表彰状がすごく大きくて、筒なしでした。住宅事情を考えると、あの大きさのものをいただいても飾るところもあまりないと思うので、A4ぐらいにして透明のプレートに入れてお渡しするとか、すぐに飾って家族で喜び合う、友達と話ができるような形のものであればいいなと思います。もう少し考えてもいいかなと思いました。とても頑張った子と学校の先生たち、指導者の方と喜び合っていたのが印象的でした。

それから、新町にあります「子ども第三の居場所みらくる」でスタッフとして子どもたちに対応しているのですが、日本財団から助成金を受けて去年6月から開いています。だんだん周知されまして、利用する小・中学生も多くなってきました。その中で、学校に行きにくい子とか、発達に少し心配のある子どもさんたちも増えています。初めて来館されるときは、保護者と一緒に来られて、保護者が館内の様子とか、利用の状況とか、スタッフと話し合っ、ここなら子どもたちが来ても安全だということを確認されたら、次から継続的に利用されているというのが垣間見られます。最初は、不安いっぱいであるのですが、馴染んでいく子どもたちとすぐに仲良しになって、暗い表情がだんだん明るくなるのを目の当たりにします。学童保育でもない、夕やけランドで

もない、異年齢で集える場所、そこに近所のおばちゃんが来たり、おじさんが来たり、私たちスタッフが出入りして、いろいろな大人の話とか高齢者の話が混じり合っている中で遊んだり勉強したり、自分で好きなことを選んでいられる居場所というのが、これだけ子どもたちの表情とか気持ちを和らげて次のステップになっているのかなと。6月からずっと関わっていますので、子どもの変化がすごくよく分かります。それがやっぱり登校支援にもなっているようです。ぜひこういう学童でもない、夕やけランドでもない、地域のコミュニティに溶け込んだ小中高生の居場所というのを、教育委員会でも設置を考えていかないといけないかなとスタッフとして思うし、教育委員としても、細長い青梅市なので中央と西と東に1カ所ずつあれば、子どもたちが安心して過ごせる居場所があつていいのかなと思います。それが、虐待とかいじめ防止みたいなどころにつながるなど、すごく実感しております。以上です。

**【教育長（橋本）】** ありがとうございます。賞状については検討させていただきます。

**【委員（杉本）】** 私の報告事項としましては、やはり表彰式では、稲葉委員と同じように感じるところがありました。僕は小学校のときに、表彰状ではなくて小さな楯のようなものをもらうということもありましたので、そういうようなものでもいいのかなと。もしくは、賞状だけではなくて何か残る記念品的なものがあつたらいいかなと。せっかく表彰されたのに紙1枚というのではなくて何か残るものとか、使えるものとか、そういうのがあつたらどうかと、見ていて感じました。

それから、20日と23日の小・中学校の卒業式に列席させていただきました。やはり3年間のコロナ禍で、中学生は通常の生活がない授業体系をとった中で、先生も3年間通常の卒業式がなかったわけです。僕は第一中学校に行きましたけれども、校長先生や異動されてきた先生は伝統的な形態というのがわからないとか、一中の伝統といいながらよくわからないという感じが、スタッフとか生徒にも見受けられたのですが、それも何とか皆さん一生懸命努力されて形にさせていただいて、とてもいい卒業式ができたと思います。

第六小学校は、卒業生が18人、不登校の子が1人いて17人で始まったのですが、途中からその不登校の子が出席するといってきたのですが、コロナに感染したかもしれないということで検査を受けてから、卒業式が終わった段階で、陰性だったということで出席させていただきました。保護者の方たちにも残っていただいたりして、18人全員無事に卒業できました。

校長先生にうかがったら、来年度の新入生が少なくなってくると。これでまた少なくなったから統廃合ということになると、地域に根づいた小学校の伝統的なものが失われてしまうので、何かいい対策はないかなということを感じることが多かったのが、印象として残りました。

それから、26日の演奏会についてです。第六中学校と第三小学校からご案内をいただいたのですが、同じ日程、同じ時間にあるので、両方とも伺いたいと思ったのですが、一つは発表会でネットたまぐーセンターで一回聴かせていただいたので、もう一つの方に伺おうかなと思っています。こういうのもできれば調整して時間とか日程をずらせていただくと、小・中学校のみんなが頑張っているのを見ることができるとも思いました。次回からそういう調整もお願いできればと思います。以上です。

**【委員（徳長）】** 私も表彰式に出させていただいて、小・中一緒でもよかったのではないかなという人数的な問題と、小学生の子どもたちも中学校でこういう賞をもらえるというのを見ることができすし、時間的にもそんなに分けてやるほどのことではないのかなという感想を持ちました。

それから、先日、明るい選挙推進協議会に出席させていただきました。年齢層は私と同じように年配の人が多く中で、若い人たちを選挙に呼び込むにはどうしたらいいだろうという話が出たのですが、こういうメンバーで話してもしょうがない、若い人たちの意見を聞いたらどうですかという話をさせていただきました。その中で、都教委からティッシュを用意してそれを配るという話を受けたのですけれども、今どき、ティッシュを配るというのも、ちょっとという気がしたので、もう少し違う方法を考えた方がいいのではないかなということを感じました。

それから、中学校の卒業式、西中学校に参加させていただきました。西中学校の卒業生は私が第五小学校にいたときに5年生の子どもたち、第五小学校の卒業生は私がいたときは1年生に入学して1年間一緒にいた子どもたちで、最初に行ったときに一人で座っているのは嫌だなと思ったのですが、来賓のところにいる私を子どもたちが目を合わせながら歩いてきて挨拶されたので、これもなかなかよかったなという思いをさせていただきました。ただ、第五小学校も不登校の子が多くて、前日に参加するという子が2人いて、1人はどうしてもだめだったのですけれども。不登校関係では、どこの学校も大変な思いをしながらやっているのだなと思いました。以上です。

**【教育長（橋本）】** ありがとうございます。私からも何点かご報告させていただきます。

まずは、卒業式ありがとうございました。私も東小・中学校、第二中学校、第一小学校と出させていただきましたけれども、どの卒業式も非常に立派で、途中で拍手をしたくなるのですよね。あの雰囲気のできないので、それが何ともというふうに思っています。また入学式についても、委員の皆さまご協力よろしくお願ひいたします。

2月26日には立川の市民会館で東京都の青少年委員大会がございました。青梅市の青少年委員が当番市ということだったので、私も挨拶をさせていただきました。会が始まる前に第三小学校の金管バンドが演奏してくださって、皆さんからすごいねというお声をいただきました。

それから、28日の教育委員会連合会の研修会、徳長先生ありがとうございました。大変ためになるお話でした。

それから、22日にはおかげさまで2月・3月議会が無事に終了いたしました。またご報告は後日させていただきますが、この中で学校施設のあり方審議会条例が議決をされましたので、いよいよ新年度から取り組むこととなります。また、教育委員の皆さまのご助言等もいただきながら進めたいと思います。また逐次報告させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

先ほど杉本委員からございました26日の音楽会、確かに時間が同じですので、私は最初に第六中学校に行ってから第三小学校へ回ります。そのような予定にさせていただきたいと思います。

後ほどまたご報告がありますが、すでにお渡ししてありますけれども、4月1日付の大きい人事異動がございます。新体制になりますけれども、心を一つにして事務局職員一生懸命対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上でございます。

次に、教育総務課長から順に、現況報告などについて説明をお願いいたします。

**【教育総務課長（芥川）】** 教育総務課からは中学校体育館の空調機設置の進捗状況と、来年度小学校体育館への設置予定につきましてお話しさせていただきます。

中学校体育館につきましては、2月の最初の定例会で途中経過をご報告させていただきました。その後の状況でございますが、現在設置が完了した学校は、前回の第二中学校、第三中学校、霞台中学校の3校のほか、第一中学校、西中学校、第六中学校、第七中学校、吹上中学校の5校、合計で8校が完了しております。残りが新町中学校と泉中学校の2校になるのですが、こちらは既存の電気設備を通さずに東電柱を設置して直接体育館の方に通電する格好でございます。東京電力の工事は完了しております、あと接続の工事を新町中学校は30日、泉中学校は28日に行いまして、通電が終われば設置完了で、全校で終了する予定となっております。

次に、来年度、小学校の体育館への設置予定ですが、補助金をもらう関係もありまして、設置業者、リース業者との契約は5月から6月ごろを予定しております。契約終了後、順次設置を開始しまして、全校の完了を8月末に予定してございます。おおむね9月の2学期からは各学校において使用できるように進めていく予定でございます。

教育総務課からは以上です。

**【学務課長（山田）】** 学務課からは、1点報告をさせていただきます。

青梅市特別支援教育実施計画第六次計画についてでございます。この第六次計画につきましては、1月の第10回および2月の第12回の教育委員会におきましてご審議、ご承認いただきまして、ありがとうございました。その後の状況でございます。

3月に入りまして、青梅市小・中学校の校長会、副校長会それぞれに内容の説明をさせていただきました。以降、青梅市の経営会議でも内容を説明させていただき、このたび無事に策定完了ということで冊子にさせていただくことができました。今回、3カ年計画となりますことから、紙類は減らしていくというところがございますけれども、教育委員の皆様には印刷物を近日中に郵送でお届けさせていただきたいと考えておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

引き続き、第六次計画にもとづく特別支援教育の推進にあたりまして、皆様のご指導・ご助言をよろしくお願いいたします。

なお、青梅市特別支援教育の推進協議会の委員の方々、市立小・中学校、市内の幼稚園・保育園および市議会議員の方々にも、この計画につきましては共有させていただきまして、またホームページでの公表につきましても今準備を整えておりますので、あわせてご承知おきのほどよろしくお願いいたします。

学務課からは以上でございます。

**【指導室長（拝原）】** 指導室からは、3月3日に開催いたしました校長会についてご報告させていただきます。3点報告しております。

1点目は人事異動に関してでございます。3月3日でしたので、この時点での人事の日程等につ

いて報告をしております。なお、本年度から、東京都で教員人事異動については公表を早めるということで、3月21日に東京都のホームページ等で公表されております。人事異動の内示に関しましては、後ほどまたご報告をさせていただきます。

2点目は卒業式、入学式に関する対応についてでございます。卒業式は、先ほどお話もございましたが、ご協力ありがとうございました。おかげさまで小・中学校すべての卒業式については適正に実施されております。

続きまして3点目、服務事故の防止についてでございます。年度末、また年度初めを迎えるにあたりまして、特に個人情報を取り扱うことが多くなりますので、そちらについての管理徹底を指導しております。また、年度が変わりますので、事務引継書等のきちとした作成をするよう指導しております。

指導室からは以上でございます。

**【教育指導担当主幹（鈴木）】** 教育指導担当からは2点ございます。

第1に、いじめ重大事態につきましては、令和5年2月21日に市長・副市長への報告が終了しております。内容としては、概要説明、報告書の公表および方法の報告をしております。また、3月2日、2月市議会文教福祉委員会で同じように報告書についての概要説明、報告書の公表および方法について報告をしております。3件中、2件の報告が終了しておりまして、残り1件につきましては調査報告については終了しており、今後保護者から意見書が提出される予定であります。

第2に、市内の新型コロナウイルス感染症の児童・生徒の感染状況についてであります。今年度児童・生徒の感染者数は本日までで1,760名となっております。今年に入りまして、感染者の人数につきましては、1月が176名、2月が35名、3月に入りまして8名ということで、3月に入りましてかなり感染状況が落ち着いてまいりました。感染者がゼロ人、全くいないという日が増えている状況であります。また昨日、都から改訂されたガイドラインが示されましたので、そのガイドラインを参考にしながら、新年度に向けて学校へ提示していきたいと考えております。

以上で、教育指導担当からの報告を終わります。

**【学校給食センター所長（中村）】** 給食センターからは、お知らせというよりもすでにメールでご連絡・ご報告等をさせていただいておりますことについてです。3月3日、中学校の給食においてハッシュドポークに包丁の一部が入っていた可能性があることから提供できなかったということで、その代替品を中学校3年生の卒業前までということで急遽手配できたのがオレンジジュース。同価格同等品というような、金額的などころで同じようなものということで配布をさせていただきました。保護者への周知等も学校を通じてさせていただいた結果、特段苦情等もございませんでしたので、こちらの方は今後こういったことがないように調理員みんなで話し合っ、危機管理等、今後の対応についてもどういふふうにしていくのがいいのか等、検討していくということで考えているところでございます。

昨日で全校の給食は終わりました、今日から、調理場では給食当番の白衣のアイロンがけをしたり、4月からの調理機器の食缶を磨いたり、食器の汚れを確認して新しいのに入れ替えたり、そう



いった作業を春休みの間にして準備等をしている状況でございます。4月以降、またしっかりとした給食を安全・安心に出せるように準備をしていきたいと思っております。

以上でございます。

**【社会教育課長（遠藤）】** 社会教育課からは2点ほどご報告させていただきます。

まず1点目ですが、青梅佐藤財団との共催で実施しております国際理解講座の閉講式を3月4日に実施させていただきました。5月に開講式がありまして全20回、今年度につきましては無事に20回終了することができました。

2点目ですが、同じく佐藤財団との共催で、3月18日に「飛び出せ！サイエンスファミリー」ということで小学生と保護者が、今回はコロナで3年ぶりになりましたが、埼玉県的首都圏外郭放水路を見学させていただいて、その後同じ埼玉県の環境科学国際センターというところに行って、見学をして帰ってきたところでございます。

以上でございます。

**【文化課長（北村）】** 1点目は、塩船観音寺にあります重要文化財、木造千手観音立像の保存修理事業を今年度実施し、ここで事業が完了しまして、3月13日から14日にかけて京都の美術院から塩船観音寺に返却されました。今後、5月に本堂のご開帳のほか特別公開の予定もあっております。詳細等が決まりましたらご連絡させていただきたいと思っております。

次に、武蔵御獄神社にあります国宝赤糸威鎧の保存修理事業、こちらも今年度実施しまして、3月17日に武蔵御獄神社に鎧が返却されました。また今回文化庁の補助金で、国宝重要文化財専用の展示ケースを新たに作製しまして、それらの使用もあわせて、4月以降、宝物殿の公開も再開すると伺っております。

最後に、お手元に配付させていただきました、旧吉川英治邸の国登録有形文化財の登録について説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、昨年11月に文化審議会にて国登録有形文化財（建造物）としての答申がなされまして、令和5年2月27日付の官報告示によりまして正式に登録がなされました。今回登録された建物につきましては、それぞれ別紙の写真でご案内しておりますが、主屋は吉川英治が自身でこだわりの設計で改修した建物となっております。また、洋館につきましても、吉川英治が書齋として利用しており、そのほか建物の建築資材にそれぞれの地域の部材等が用いられているという特徴もありまして、登録されております。土蔵につきましては、唯一年号がはっきりしている建造物として登録されました。最後に長屋門につきましては、現在、記念館のミュージアムショップや受付のスペースに使っておりますけれども、これも吉川英治が書庫とか物置等にも利用していた建物ということで登録されております。

今回の登録によりまして、市内に所在します登録有形文化財が合計21件、指定文化財との合計が220件となりました。

吉川英治記念館関係では、3月18日に市内出身の小説家であります矢津矢車氏の講演会を開催し、関係者も含めて約30名近くの入館者がございまして盛況に終了しましたことをご報告いたし

ます。以上です。

**【美術担当主幹（田島）】** 美術館では現在、「共通点を探せ！！あなたのお気に入りは何？」を明後日まで開催しております。3月5日に会期中のイベントとして、「プラダンをデコってフォトフレームを作ろう」を開催いたしました。15人定員に対して大人2人、子ども4人の参加者がありました。

来年度の予定につきましては、すでに各機関、マスコミ等に対しては年間計画、展覧会チラシ等は配布しておりますが、教育委員の皆さまには、次年度最初の定例会の際にお配りしたいと考えております。以上です。

**【教育長（橋本）】** 各課からの報告をさせていただきました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

---

## 2 令和5年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について(指導室)

**【教育長（橋本）】** それでは、教育長報告事項を順次説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項2、令和5年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について、を説明いたします。

**【指導室長（拝原）】** それでは、令和5年度青梅市立小・中学校教育課程概要についてご説明いたします。資料をご覧ください。

初めに、報告資料2(1)、小学校のものとなっております。かなり小さな字で恐縮でございますが、例年よりも一覧表の情報を多くしております。各学校の状況を委員の皆様にも年間を通して把握していただけるようにと、このようなものを初めて作成しております。

表の一番上、学校名をそれぞれ第一小学校から右の東小学校まで記載しております。左端上段には、開校記念日、学習発表会、運動会等、各学校の大きな行事の日程について入れさせていただいております。

またその下には、各学校の1学期、2学期、3学期の始業式、終業式、修了式の日程を入れてございます。1学期の始業式は小学校が4月6日で全部一緒ですが、1学期の終業式と2学期の始業式については、各学校で少し違いがございます。こちらは各学校の状況によりまして、授業時数の確保等の関係で日程が異なっております。

中段にいきますと、周年行事と書いてございますが、こちらには各学校の周年行事を記載しております。令和5年度につきましては、第一小学校が150周年、第三小学校が150周年、同じく第五小学校、第六小学校、第七小学校が150周年でございます。新町小学校は50周年ということで、それぞれ周年行事の日程についても記載してございます。

また、下段になりますが、移動教室としまして、特別支援学級、5年生、6年生の移動教室の各日程を記載してございます。

また下段には、いじめに関する研修日ということで、各学校年間3回以上を設定してございます。

一番下の段には、各学校が年間授業時数、標準時数で届け出ていますということを明記してございます。

続きまして、報告資料2(2)、こちらは中学校になります。ご覧ください。

内容につきましては小学校と同等になっております。一番上に学校名、それから開校記念日。中学校につきましては合唱コンクール等の日程、それから運動会等の日程についても記載しております。

また、1学期、2学期、3学期の始業式、終業式、修了式につきましても記載しております。

また、中学校の周年行事につきましては、西中学校が50周年ということで予定をしております。

下段に入りますと、2年生、3年生で行う移動教室、スキー教室等が多くなってはおりますが、3年生の修学旅行の日程等について記載をしております。

一番下段には、中学校につきましても標準時数で届け出ていたということを明記してございます。

大変雑駁ではございますが、以上でございます。

**【教育長（橋本）】** 説明が終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。一点確認で、霞台小学校の3学期の始業式の日程は6月12日でよろしいでしょうか。

**【指導室長（拝原）】** 大変申しわけございません、6月12日となっておりますが、1月9日の誤りでございます。

**【教育長（橋本）】** 申しわけございません、訂正の方をお願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

---

### 3 新学力向上5カ年計画(令和5年度から令和9年度)について(教育指導担当)

**【教育長（橋本）】** 次に、教育長報告事項3、新学力向上5カ年計画（令和5年度から令和9年度）について、を説明いたします。

**【教育指導担当主幹（鈴木）】** それでは、報告資料3をご覧ください。新学力向上5カ年計画についてご説明いたします。

令和5年度より、新たな学力向上5カ年計画を推進してまいります。こちらは学力向上推進委員会に平成30年度から令和4年度までの5カ年計画についての見直しを図りまして、校長会、副校長会で了承を得ております。

主な変更点をご説明します。

まず、育成すべき資質・能力の3つの柱について、左側に大きくありますが、こちらを刷新しております。2点目については、具体的な取組のところを更新しております。それから、下にありますが、それぞれの数値目標を見直し、3点を変更しております。

まず、育成すべき資質・能力の3本柱であります、「学びに向かう力 人間性等」、「知識及び技能」、「思考力・判断力 表現力等」について、これまでは「やる気・根気・考える」というキーワードを設定してはございましたが、「学びに向かう力 人間性等」につきましては、児童・生徒が粘り強く学習に取り組むことが重要であると考えまして、「継続」としました。次に、「知識及び技能」につき

ましては、児童・生徒が基礎・基本の知識や技能をしっかりと身につけることが重要であると考えまして、「定着」としております。最後に、「思考力・判断力 表現力等」につきましては、児童・生徒が身につけた知識や技能を活用して、より深い内容に迫る学びの姿を目指すことが重要であると考えまして、「追究」としました。これらのキーワードを合い言葉にしまして、右にあります、「勉強好き、青梅好きの子の育成」ということを目指してまいります。

次に、具体的な取組につきましては、令和4年度までの5カ年で事業の形式や名称が変わったものを更新しております。「子どもの自尊感情の高揚」の項目に新たに「エール・ウィーク」というものを入れております。内容としましては、児童・生徒一人一人のよさを言葉にして伝えていく取組を各校の教育課程へ位置づけることを記載しております。

また、数値目標につきましては、行動目標、成果目標とありますが、令和4年度の全国学力・学習状況調査の質問紙調査の結果をもとに、妥当性について協議していきまして設定をしているところであります。

以上でございます。

**【教育長（橋本）】** 説明が終わりました。ただいまの説明にご質疑等ございましたらお願いいたします。

**【委員（稲葉）】** 令和5年から9年までの5カ年計画だと思うのですが、その前の5カ年計画の「やる気・根気」のところの成果を踏まえての計画だと思うのですが、その辺の成果の検討結果はないのでしょうか。例えば学力のところも常に学力向上を目指してやってきたのですが、結果的にこの時点ではこういうところまで上がってきたとか、努力したけれどもなかなか難しいとか、そういうものの成果発表がないと、同じような繰り返しでは前進はしないと思うので、その辺はどうなのでしょうかね。

**【教育指導担当主幹（鈴木）】** 行動目標と成果目標のところ、括弧で令和4年度のところを示しております。これらを踏まえますと、令和5年度の数値に近づくことができていないということもありまして、ここから総合的に学力向上推進委員会と話し合いまして、上記の具体的な取組のところを考えてきたところでもあります。各校それぞれ課題と成果も違って、一概にすべてこうですということは言えないのですが、今回につきましてはこの数値的のところを見ていただきまして、そこから取組内容を決めて、今後9年度まで5カ年取り組むということで、課題として挙げているところでもあります。

**【委員（稲葉）】** ありがとうございます。この5カ年計画は、教員の皆さん一人一人がご存じですよ。一人一人にこの計画は渡っているのでしょうか。

**【教育指導担当主幹（鈴木）】** 2月の段階で校長会には示しておりますので、今後新年度になりましたら異動等がありますので、新体制となりましたら、各学校の校長先生から教員に対して報告と説明があると思います。

**【委員（稲葉）】** こういう目標が出たら、新年度の先生と一度深い話というか、どんなふうにご子どもたちを導いていけばいいのか、こういういいものがあるので、ベースに、真剣に話し合う時とい

うのはとても大事だと思います。世の中はすごく変わっているの、若い先生もついていくのは大変だと思います。じっくりと話し合う時間を学校でもっていただきたいなと、私は思います。

以上です。ありがとうございました。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

---

#### 4 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔2月分〕について(教育指導担当)

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項4、青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔2月分〕について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、報告資料4をご覧ください。青梅市「いじめ」実態調査集計（2月）全小・中学校についてご報告いたします。

こちらは、年間4回実施しておりますいじめ防止月間のいじめ調査アンケートをもとに集計しております。

認知件数につきましては、ウの合計のところ、それぞれ小・中ともに認知件数を示しております。また、それを踏まえた合計というのが真ん中にあります。

その隣にありますBの対応状況につきましても、現在解決しているところと継続しているところ、認知日から3カ月以上をもってでないと解消とならないというところから、このような数字になっておりますが、現状としては全体の9割が解消しているというところがあります。

左側に戻っていただきまして、アンケートから認知したところの1から9、それぞれいじめの態様についてであります。こちらは国・都の調査結果と同様の傾向がありまして、1の冷やかしからい、2の仲間外れ、3の軽くぶつかる等の3つで全体の8割を超えているというところが同じような傾向であると思います。この3つに対して、どう未然防止や早期対応を行っていくかによって、いじめに苦しむ児童・生徒を減らしていけるかが重要と捉えております。

引き続き次年度も学校のいじめ対応についてよりよい方向に向けて改善を行っていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

---

#### 5 令和5年度社会教育事業年間計画について(社会教育課)

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項5、令和5年度社会教育事業年間計画についてを説明いたします。

【社会教育課長（遠藤）】 それでは、報告資料5にお目通しをいただきたいと思います。令和5年度の社会教育事業でございます。左から開催場所と、それから四半期ごとの区分で記載させていただいております。主な事業だけ説明させていただきます。

4番目、生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭でございますが、今年度、3年ぶりに行いまし

て、来年度も引き続き実施をしてまいります。5月13日、14日の実施でございます。コロナも収束しておりますので、キッチンカー等飲食を出して賑やかしていきたいと考えております。

それから、7番目になります。佐藤財団との共催で夏のサイエンスキッズ、それから先ほどご報告させていただきましたが、サイエンスファミリーということで、青少年を対象にした教室で来年度も開催する予定でございます。

15番目の国際理解講座、こちらも佐藤財団との共催ですが、先ほど閉講式というご報告をさせていただきましたが、来年度も実施をしていく予定でございます。

24番目、掌理団体ということで、市民合唱団、児童合唱団、青少年吹奏楽団ということで定期演奏会等、近いところだとファミリーコンサート、3団体合同のコンサートを4月16日に実施予定でございます。

裏面にいきまして、上から17段目までは図書館のスケジュールでございます。職場体験ですとか各種展示、おはなし会、講座・イベント、それから学校図書館運営支援ということで、来年度も実施をする予定となっております。

18段目以降ですが、郷土博物館、吉川英治記念館、美術館でございます。博物館につきましては企画展、吉川英治記念館につきましては季節ごとの展示やコンサート、美術館につきましては特別展、企画展ということで予定をしております。

来年度の事業については以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

番号を振っていただいたので、非常にわかりやすくなりました。

特によろしいでしょうか。

---

## 6 諸報告

### (1) 委員会等会議録

青梅市社会教育委員会議会議録(社会教育課)

### (2) 事業等の実施予定について

生涯学習事業実施予定について(社会教育課・文化課)

### (3) 事業等の実施結果について

生涯学習事業実施結果について(社会教育課・文化課)

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項6、諸報告ですが、あらかじめ委員の皆様には事前にお目通しいただいておりますので、この際、何かご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

---

## 日程第4 協議事項

### 1 令和5年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について(教育総務課)

【教育長（橋本）】 次に、日程第4、協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。令和5年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、令和5年度青梅市教育委員会の教育施策について説明をさせていただきます。

協議資料1になります。令和5年度教育施策の概要のほか、青梅市教育推進プランもあわせて掲載をさせていただきます。

まず、資料を2枚おめくりいただいた1ページ目に教育委員会の教育目標、2ページから11ページまで、前回もご協議いただいたのですけれども、6つの基本方針を掲げてございます。今回、スポーツに関する事務が教育委員会に移管されましたことから、7ページの基本方針4が追加となっております。こちらは前回の教育委員会におきましてご決定いただいた内容でございます。

本日は、13ページ以降にございます「Ⅲ 令和5年度青梅市教育委員会の主な教育施策」の基本方針1から6にわたりまして項目を列記させていただいておりますので、こちらの説明をさせていただきます。

まず、基本方針ごとの項目でございますが、13ページ基本方針1の下、実線の四角で囲んでございます「1 人権教育の推進」から始まりまして、22ページ「12 市長部局との連携」までそれぞれの項目を示させていただいております。その下にゴシックの太文字で項目ごとの各施策を記載してございます。なお、施策の合計は137施策となっております。ちなみに前年は132でございます。

各施策のうち、頭に☆印がついているものが新規の事業でございます。◇がついているものが重点施策または拡充施策をあらわしております。令和5年度の内訳でございますが、新規施策は12件、重点・拡充が39件、合計しますと51件となっております。なお、新規事業につきましては、昨年度は2事業だったのですけれども、今年度は12事業と、大幅に増となっております。

18ページ上段、「8 文化複合施設等の整備」で☆が2件、その下の基本方針4のスポーツ推進課がスポーツの関連で4施策、計6施策で、組織改正により増えた新規事業でございます。

その他、従来の各課による新規事業につきましては、15ページ中段、「TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS」を活用した体験的な英語学習の充実、16ページ上段、医療的ケア児およびその家族に対する支援の充実、19ページ中段、旧吉野家住宅の修繕および敷地内の整備、同じページの少し下、公募展入賞作家作品展の開催、21ページの下、小・中学校屋内運動場等空調機整備の実施、もう少し下の小・中学校照明LED化工事の実施の6事業、あわせて12事業となっております。

なお、他の施策も含めまして、22ページまで記載しております各施策につきましては、教育委員会事務事業点検評価の対象となるものでございます。

また、各施策の項目にページ数が振ってあるものにつきましては、23ページから71ページまでに「令和5年度主な教育施策の事業内容」としまして、個票として各施策の詳細を記載してございます。

次に、23ページから71ページまでの個票の説明に移ります。

令和5年度の主な教育施策の新規・重点事業につきまして、1ページに1事業掲載をしてございます。1例としまして、23ページをご覧くださいますと、上段には該当する基本方針、施策名、推進プランの柱、提言、主管課および事業名を記載しております。

その下の中段には、事業目的や事業内容など詳細を掲載してございます。

また下段の方ですが、令和5年度の目標、年度ごとの目標の達成の数値化としまして、事業期間や年度別の仕事量、さらに年度別の評価等についても、各項目を表にあらわした記載欄を設けております。

なお、事業期間につきましては、期間の決まっている事業につきましては各年度のところに網かけをしております、毎年度定例的に実施する事業につきましては、一番右の長期継続というところに網かけをしてございます。

今後、これらの各種施策の実現に向けまして、引き続き努力を重ねていくものでございます。

教育委員の皆様には、2月下旬ごろから、前年度との比較や取組、新規事業等につきまして、事務局を通じて各課と意見交換などを行っております、可能な限り反映させていただいてございます。この場で、さらにご意見等ございましたらお伺いしたいと存じます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上です。

よろしくご協議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 69ページ、学校教育施設の環境整備のLED化です。これはほかの学校はもう終わっているということですか。それとも、この13校のみですか。

【教育総務課長（芥川）】 令和5年度につきましては、実施する予定の設計を半分の学校で実施いたします。こちらは主に、今回学校の体育館にエアコンを設置するにあたりまして、防災で非常用発電機を設置する学校が幾つかございまして、対象となる学校を優先的に設計しております。残りの学校については、令和6年度に設計をする予定としてございます。

【教育長（橋本）】 ボリュームがありますけど。ほかにいかがでしょうか。

ないようですので、協議事項ですでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、令和5年度青梅市教育委員会の教育施策の概要について、は承認されました。

---

## 2 青梅市立学校等職員の兼業等および教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について(指導室)

【教育長（橋本）】 次に、協議事項2を議題といたします。青梅市立学校等職員の兼業等および教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について、を説明いたします。



**【指導室長（拝原）】** それでは、協議事項2、青梅市立学校等職員の兼業等および教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正についてご説明いたします。

初めに、1の改正の理由でございます。地方公務員法の一部改正に伴い、現行の再任用短時間勤務職員を改めるほか、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

2、改正の内容についてでございます。3点ございます。(1)現行の再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。(2)消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定による兼業の特例を規定するものでございます。(3)その他所要の規定の整備でございます。

3、施行期日等でございます。(1)施行期日につきまして、ア、2(1)の規定は令和5年4月1日、イ、2(2)および(3)の規定は公布の日でございます。(2)経過措置でございますが、改正後の規定の適用関係について、必要な経過措置を置くものでございます。

続きまして、新旧対照表をご覧ください。資料の左側が改正後の内容になっております。右側が現行でございます。

第1条につきましては、4行目、「第22条の4第1項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員」というところの変更となっております。また、その3行下、「第17条第1項」が変更になってございます。その下、「第22条の4第1項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員」というところの変更となっております。

説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**【教育長（橋本）】** 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

**【委員（稲葉）】** 定年前再任用短時間勤務職員というのは、わかりやすくいうと、どういう勤務形態の先生を指すのでしょうか。

**【指導室長（拝原）】** これまで60歳定年ということでございましたが、段階的に65歳までに定年が延びることになりまして、これまで「再任用」としていたもの、例えば61歳ですと「再任用」でしたが、定年延長に伴い「定年前」ということになって、その点の規定のところではいろいろ変更点が出ているところでございます。

**【委員（稲葉）】** そうすると、青梅市の職員の定年が60歳から65歳に上がったということですか。その60歳と65歳の間を「定年前」ということで採用するということですか。

**【委員（徳長）】** 名称の変更ということでいいのですか。定年が延びたことに対して、勤務内容としてはそんなに変わらないということなのでしょうか。

**【委員（杉本）】** 給与体系は変わらないのですか。

**【委員（稲葉）】** 変わらないのだったら、何も文言を変えなくてもいいのじゃないかなと思うけど。

**【委員（徳長）】** 給与体系がたぶん変わるのではないかと思うのですが。

**【学校給食センター所長（中村）】** 給与体系は変わってきますね。来年度から61歳が定年と、段階的に定年の年齢が上がり、最終的には65歳が定年なのですが、65歳の前に普通退職で定年と

なっても、65歳定年になる前までは今の再任用みたいな形で働くことも選べるし、65歳で定年退職する今と同じ形で働く事も選べる。ただし、65歳の定年まで普通の職員として働いた場合には給与は7割程度なのですが、65歳前に普通退職でやめて再任用になった場合には7割も出ないので、給与は安くなり、また、短時間勤務の形態も選択可能となります。

【委員（稲葉）】 すごくよくわかりました。ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市立学校等職員の兼業等および教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について、は承認されました。

---

## 日程第5 議案審議

### 議案第22号 青梅市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案審議に移ります。

議案第22号を議題といたします。青梅市スポーツ振興審議会委員の委嘱について、を説明いたします。

【教育部長（布田）】 それでは、議案第22号、青梅市スポーツ振興審議会委員の委嘱についてご説明をいたします。

議案書をご覧ください。この議案は、青梅市スポーツ振興審議会条例第3条の規定にもとづき、別紙の9人を青梅市スポーツ振興審議会委員として委嘱するものであります。

スポーツ振興審議会は、スポーツ基本法の規定にもとづき、青梅市スポーツ振興審議会条例にて設置されており、スポーツ推進計画に関することや体育施設等の運営の基本的な事項に関すること、市民スポーツの育成・指導の基本的事項に関することなどについて諮問を受け答申する機関でございます。

別紙の委員名簿をご覧ください。青梅市スポーツ振興審議会条例第3条では組織について定めており、社会教育の関係者4人、学校体育の関係者1人、知識経験者4人の委員9人をもって組織する。とされております。なお、任期については2年間でございます。

このたびの委嘱につきましては、任期途中でありますことから、残任期間であります令和5年4月1日から令和6年5月13日までを期間とするものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、下段の説明をご覧ください。青梅市組織条例の一部を改正する条例付則第2項の規程による青梅市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の廃止に伴い、委嘱しようとするものでございます。

わかりやすく説明いたしますと、4月1日よりスポーツ推進課が教育委員会の管轄になりますことから、今まで市長から委嘱しておりましたものを教育委員会からの委嘱に置き直そうとするもの

でございます。

大変雑駁ではございますが、青梅市スポーツ振興審議会委員の委嘱についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 任期について令和6年5月13日までというのは、いわゆる現在の任期がそうなので、教育委員会にくるから令和5年4月1日から令和6年5月13日までを委嘱するということですね。

【教育部長（布田）】 はい。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第22号 青梅市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」は原案どおり可決されました。

---

### 議案第23号 青梅市スポーツ推進委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案第23号を議題といたします。青梅市スポーツ推進委員の委嘱について、を説明いたします。

【教育部長（布田）】 それでは、議案第23号、青梅市スポーツ推進委員の委嘱についてご説明いたします。

議案書をご覧ください。この議案は、スポーツ基本法第32条第1項の規定にもとづき、別紙の25人を青梅市スポーツ推進委員として委嘱しようとするものであります。スポーツ基本法第32条第1項には、「市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする」と定められております。またスポーツ推進委員の必要事項は、青梅市スポーツ推進委員に関する規則により定められておりまして、職務に関しましては市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うことや、市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること、行政機関、スポーツ関係機関等の行うスポーツに関する行事または事業に関し協力すること、などでございます。

委員名簿をご覧ください。スポーツ推進委員の定数は27人と規則で定められており、各支会などから数人を選出していただき、委嘱しております。現在25人に委嘱しており、2人が欠員となっております。

任期につきましては、裏面であります。このたびの委嘱は任期途中でありますことから、残任

期間であります令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間とするものでございます。

この議案につきましても、4月1日よりスポーツ推進課が教育委員会の管轄になりますことから、今まで市長から委嘱しておりましたものを教育委員会からの委嘱に置き直そうとするものでございます。

以上、大変雑駁ではありますが、青梅市スポーツ推進委員の委嘱についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**【教育長（橋本）】** 説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

**【委員（杉本）】** もうこの委員で決定されているということでしょうか。

**【教育部長（布田）】** スポーツ推進委員については、現在の推進委員となっております、残任期間がございますので、その期間を委嘱し直そうとするものでございます。

**【委員（杉本）】** 次回から、男性が多すぎるので、もう少し女性の委員をと思います。前の委員の名簿を見てもそうですが、圧倒的に男性ばかりという感じがするので、女性の委員も増えた方がいいかなと思います。その辺、次回からご配慮いただければと思います。

**【教育部長（布田）】** 女性についても、約半数ぐらいが理想だとは思っているところでございますが、なかなか今、自治会組織に入らない方も増えておりまして、選出に苦労しているという話は聞いております。今後とも、なるべく女性を増やすよう努力してまいります。

**【委員（杉本）】** 自治会だけではなくて、学校関係者とか、PTA関係者とかからも委員を推薦していただいて、女性の委員を増やすという方法も考えられるかなと思いますので、いろいろご配慮いただいて、少しバランスを変えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

**【教育長（橋本）】** ありがとうございます。スポーツについては生涯学習部が所管いたしますので、しっかりとただいまのご意見も伝えて、教育委員会事務局でよく検討したいと思っております。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【教育長（橋本）】** ご異議ないものと認めます。よって、「議案第23号 青梅市スポーツ推進委員の委嘱について」は原案どおり可決されました。

---

**【教育長（橋本）】** 次に、先ほど協議事項2が承認されたことに伴い、議案が1件追加されることとあります。

つきましては、本日の日程に「議案第24号 青梅市立学校等職員の兼業等および教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について」を追加したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認め、本日の日程に議案第24号を追加いたします。  
議案書を配付いたします。

[議案書(2)配付]

---

**議案第24号 青梅市立学校等職員の兼業等および教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について(追加)**

【教育長(橋本)】 それでは、議案審議を行います。

ただいま議題となりました「議案第24号 青梅市立学校等職員の兼業等および教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について」を説明いたします。

【指導室長(拝原)】 それでは、議案第24号、青梅市立学校等職員の兼業等および教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正についてでございます。

内容につきましては、先ほど協議事項で説明させていただいたとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長(橋本)】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第24号 青梅市立学校等職員の兼業等および教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について」は承認されました。

---

**再 日程第3 教育長報告事項**

**1 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について(指導室)**

【教育長(橋本)】 次に、教育長報告事項1、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について、を議題といたします。

本件は、青梅市教育委員会事務局職員および青梅市立小・中学校の教職員の人事異動の決定に関し、青梅市教育委員会事務委任規則第3条の規定にもとづき、教育長の臨時代理をもって専決処分した事案の報告であります。

本件は、人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決いたしましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

[ 退 席 ]

---

**【公開】**

**【教育長（橋本）】** ここから会議を公開といたします。

---

**【教育長（橋本）】** 以上で、予定された案件はすべて終了いたしました。その他、何かございますか。

よろしいですか。

---

**【教育長（橋本）】** それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

**【教育総務課長（芥川）】** それでは、今後の日程の方をご覧ください。

4月4日、新補、転補校長紹介、午前9時30分から、こちら教育委員会会議室で行います。

引き続き、教職員辞令伝達式は午前10時から、こちらは2階の204～206会議室でございます。

続きまして、4月6日、青梅市立小学校入学式、4月7日、青梅市立中学校入学式。

続きまして、4月12日、令和5年度の第1回教育委員会定例会、午後1時30分から、教育委員会会議室でございます。

今後の日程については以上でございます。

**【教育長（橋本）】** 年度がかわってまたお忙しいでしょうが、よろしく願い申し上げます。

---

**日程第6 教育長閉議および閉会宣言**

**【教育長（橋本）】** 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後3時13分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員